

(趣旨)

第1条 この告示は、犯罪の抑止等を目的として本市が設置する防犯カメラについて市民等の権利の保護を図るため、防犯カメラの管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 市が設置する撮影装置であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 不特定多数の人を撮影するものであること。

イ 犯罪の抑止等を目的に設置されたもの(犯罪の抑止を従たる目的として設置されたものを含む。)であること。

ウ 画像の表示装置又は記録装置(外部記録媒体を含む。以下同じ。)を備えるものであること。

(2) 画像 防犯カメラの表示装置に表示され、又は記録装置によって記録される情報で、特定の個人を識別できるものをいう。

(3) 市の施設 本市が設置、又は管理する施設をいう。

(4) 所管課長 市の施設を所管する部署の課長又は室長の地位にある職員をいう。

(基本事項)

第3条 防犯カメラの管理及び運用にあたっては、プライバシー及び個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

(防犯カメラ管理責任者)

第4条 防犯カメラを設置する場合は、設置場所ごとに防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

2 管理責任者は、所管課長をもって充てる。

3 管理責任者は、防犯カメラの設置場所付近に、当該カメラが作動している旨の表示を行わなければならない。

4 管理責任者は、防犯カメラを設置したときは、その管理簿を作成しなければならない。

5 管理責任者は、画像により知り得た情報の漏えい及び不正使用の防止その他画像の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 管理責任者は、防犯カメラの設置場所について、警察から意見を求めることができる。

(防犯カメラ取扱者)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、職員のうちから防犯カメラ取扱者(以下「取扱者」という。)を指定することができる。

2 取扱者は、管理責任者の指揮監督の下に防犯カメラの操作及びこれに関する業務を行うものとする。

(画像の管理及び運用)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの記録装置の保管場所を決定し、画像を施錠できる場所に保管するものとする。

2 画像の保管期間は、31日以内で管理責任者が定める期間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。

3 管理責任者は、前項の保管期間を経過したときは、迅速かつ確実な方法により画像の消去(上書きによる方法を含む。)をしなければならない。

4 管理責任者は、画像が記録された録画媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に記録を消去し、復元できないことを確認のうえ廃棄しなければならない。

(画像の利用及び提供の制限)

第7条 画像は、次項に定めるもののほか、その設置目的以外の目的に利用してはならない。

2 次に掲げる場合は、画像を第三者に提供することができる。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から、犯罪捜査のため画像の提供を求める旨の文書による要請を受けた場合

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため緊急やむを得ないと認められる場合

(4) 画像から識別される本人の同意がある場合又は当該本人に提供する場合

(5) 公共物の管理運営上必要と認められる場合

(画像の取扱い等)

第8条 画像の取扱いについては、この告示に定めるもののほか、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第5章に定めるところによる。

(保守点検)

第9条 管理責任者は、防犯カメラの機能を維持するため、定期的に保守点検を行わなければならない。

(苦情の処理)

第10条 管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(施設管理者が防犯カメラを管理する場合の措置)

第11条 管理責任者は、市の施設に設置された防犯カメラの管理を、当該市の施設の長又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に委任することができる。

2 前項の場合において、管理責任者は、第4条から前条までの規定の趣旨にのっとり、市民等のプライバシー及び個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年3月25日告示第104号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第144号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。